



国土交通省

高田河川国道事務所

記者発表資料

令和7年5月30日
配布：上越記者クラブ
扱い：配布後解禁

集中豪雨に備えて遠隔遮断機の操作訓練を実施

近年頻発する集中豪雨を想定し、国道8号の事前通行規制区間に設置した遠隔遮断機の操作訓練を実施します。

【日時】 令和7年6月4日(水) 14:30～

【場所】 新潟県糸魚川市外波地先
国道8号親不知IC入口交差点 隣接の駐車帯

【訓練内容】

- ・高田河川国道事務所及び糸魚川国道維持出張所で、遠隔操作手順の確認(道路情報板表示・道路カメラによる安全確認)、4箇所交通遮断機の遠隔操作を実施。
(報道関係者への公開は上記場所のみとなります。)
- ・現地における交通遮断機の正常な作動の確認。

◆報道機関の皆様へ

- ・取材をご希望の方は、別紙の取材申込書を記載し、6月3日(火)15時までに事前申込をお願いします。

お問い合わせ先

■ 副所長(道路) 岡田 謙一(おかだ けんいち)
TEL : 025-523-3136(代表) FAX : 025-523-9589(道路管理第一課)



国土交通省北陸地方整備局
高田河川国道事務所
〒943-0847 上越市南新町3番56号
<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>



高田かわこく
ホームページ

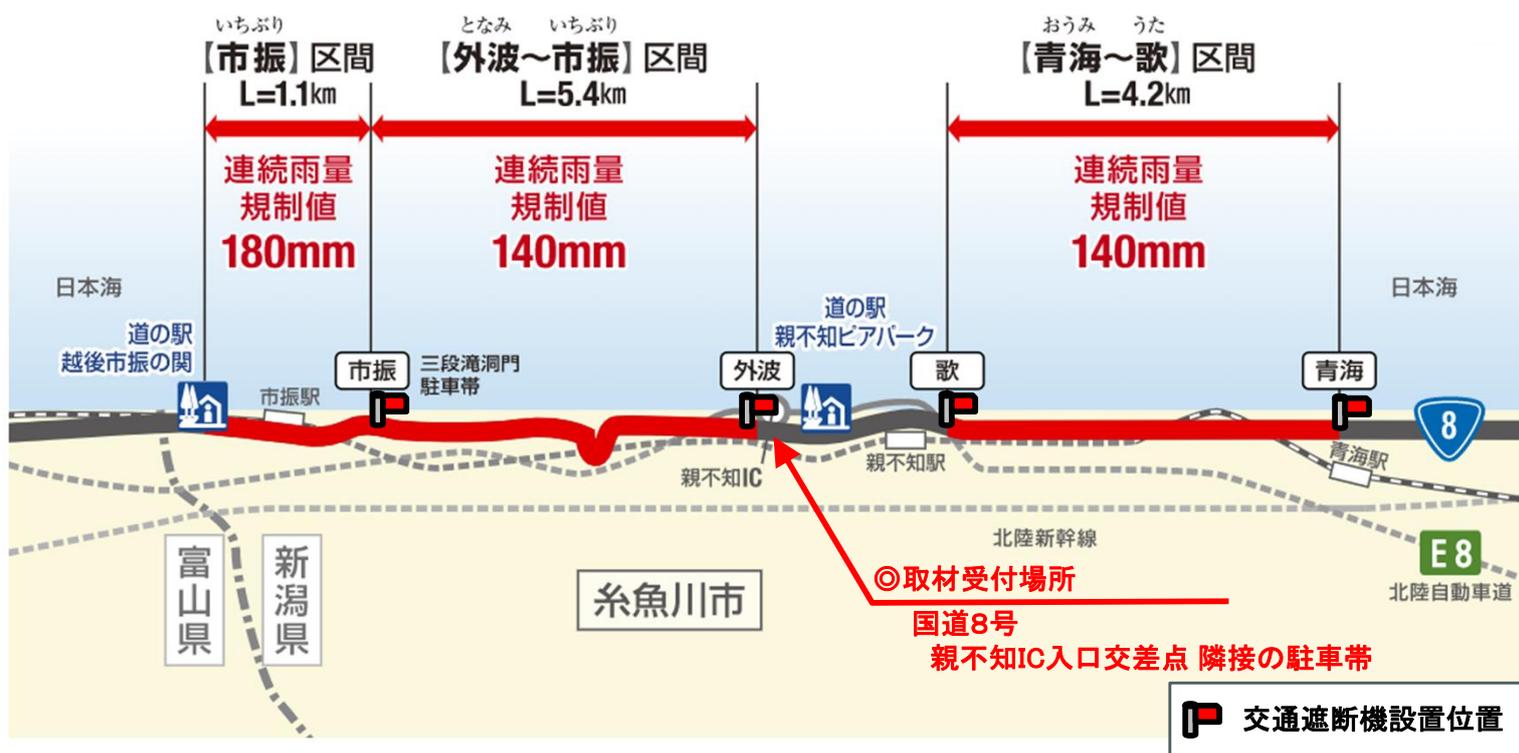


高田かわこくX
(旧Twitter)

事前通行規制について

・事前通行規制とは、大雨等による土砂崩れや落石等の恐れがある箇所について、過去の記録などを基に規制の基準等を定め、災害が発生する前に「通行止め」を実施し、道路利用者の安全を確保することです。

高田河川国道事務所の事前通行規制区間



◎遠隔操作交通遮断機について

・短期集中的に豪雨が発生した場合、連続雨量規制値に達するまでに、規制要員の配置が間に合わない場合が想定されるため、規制要員が到着するまでの間、遠隔操作によって、交通遮断機による通行止めを行い、道路利用者の安全を確保することを目的に整備しました。



◆交通遮断機の展開状況(糸魚川市外波地先)

国土交通省 北陸地方整備局

高田河川国道事務所 道路管理第一課 宛

申込先 : (メール) takada@hrr.milt.go.jp

(FAX) 025-523-9589

6月4日(水) 遠隔遮断機 操作訓練

取材申込書

必要事項をご記入のうえ、6月3日(火)15時までに
メールまたはFAXでお申込みください。

貴社名	
連絡先	TEL: FAX: E-mail:
取材者 (代表者) 氏名	
取材者人数	人
駐車台数	台
連絡事項等	

※大雨等により中止とする場合は、上記連絡先にお知らせします。